

# 当別町長選挙

8月1日で任期満了となる当別町長の選挙が7月24日(日)に行われます。

町長選挙は、私たちの生活に最も密着し、今後4年間のまちづくりの方向が決まる大切な選挙です。

告示日 7月19日(火)

投票日 7月24日(日)

時間 7時～20時

期日前投票 7月20日(水)～23日(土)

時間 8時30分～20時

場所 役場1F大会議室

詳細 町選挙管理委員会事務局 (☎23-3499)



## 選挙権がある方

平成17年4月18日以前までに当別町に転入の届出をし、引き続き投票日まで住民基本台帳に登録されている、昭和60年7月25日以前生まれの日本国籍がある方。

## 入場券―無投票が決定した時点で入場券は無効となります

有権者一人ひとりに郵送します。入場券には、有権者の氏名や投票場所が記載されています。投票日当日や期日前投票をする時には、忘れずに持参してください。

## 期日前投票

選挙日当日に仕事などのため、投票所で投票できない方は、選挙期日前であっても、投票日と同じく投票用紙を直接投票箱に入れ投票することができます。

以前までの不在者投票と違い、内封筒・外封筒がなく署名も不要です。

## ※不在者投票

病院や老人ホームなどで行っている投票などは、従来どおりの不在者投票となります。

また、身体に重度な障がいがある方は、郵便等による不在者投票も可能です。お問い合わせください。

## 選挙公報

町選挙管理委員会が発行する選挙公報には、候補者自身の政治姿勢や政治信条などが記載されています。選挙公報は町内会の協力で全戸配布しますが、役場庁舎と太美出張所にも備えています。

## ポスター掲示

町内80力所に立候補者のポスター掲示版を設置します。掲示版の破損や倒壊を発見したときは、町選挙管理委員会へご連絡ください。

## 開票所

開票は、7月24日、21時15分から町総合体育館(白樺町)で行います。

## 当別町農業委員会委員選挙 有権者の皆様へ

- ◆告示日 7月5日(火)
- ◆投票日 7月10日(日)  
時間 7時～16時
- ◆期日前投票 7月6日(水)～9日(土)  
時間 8時30分～20時  
場所 役場1F大会議室

### 選挙権がある方

当別町農業委員会委員選挙人名簿に登録されている方。(名簿は、3月31日で確定済み。)

選挙人名簿の縦覧期間は終了しています。

入場券 ~ 無投票が決定した時点で

入場券は無効となります ~

有権者一人ひとりに郵送します。

投票日当日や期日前投票をする時には、忘れずに持参してください。

### 投票所

投票所は通常の選挙と異なり12カ所となっています。入場券で必ずお確かめください。

### 開票所

開票は、7月10日、17時30分から役場第二庁舎(白樺町)で行います。

### その他

通常の選挙と同じく、病院や老人ホームなどで行っている不在者投票や郵便等による不在者投票の制度が活用できます。ご不明な点は町選挙管理委員会へお問い合わせください。

## 当別町長選挙投票所一覧

— 入場券に記載の投票所を確認ください —

投票区名	投票所	該当の行政区
第1投票区	公民館	幸町、弥生、錦町、末広、美里、栄町、下川町、樺戸町
第2投票区	白樺コミセン(改善センター)	白樺町、北栄町、西町
第3投票区	当別小学校	旭町、万代町、元町、緑町、東町、春日町
第4投票区	六軒町会館	六軒町
第5投票区	弁華別中学校	弁華別、茂平沢、みどり野、青山、(自衛隊)
第6投票区	中小屋会館	中小屋
第7投票区	金沢会館	金沢
第8投票区	東裏地域会館	東裏
第9投票区	蕨岱小学校	東蕨岱、蕨岱町
第10投票区	対雁会館	対雁
第11投票区	川下会館	川下右岸、川下左岸
第12投票区	西当別コミセン	太美北、太美東、太美中央、太美西、太美南、当別太、ビトエ
第13投票区	西当別中学校	太美寿、太美スターライト、獅子内、スウェーデンヒルズ
第14投票区	高岡会館	高岡
第15投票区	若葉町会館	上当別、若葉

# 2005国勢調査 10月1日(土)

～数字から明日の日本を夢デザイン～

国勢調査は、人口・世帯について最新の実態を明らかにし、国や都道府県、市町村の行政の基礎資料として今後のまちづくりに活かされるものです。

この調査は、住民登録とは関係なく、10月1日現在、ふだん住んでいる場所で調査票に記入していただきます。

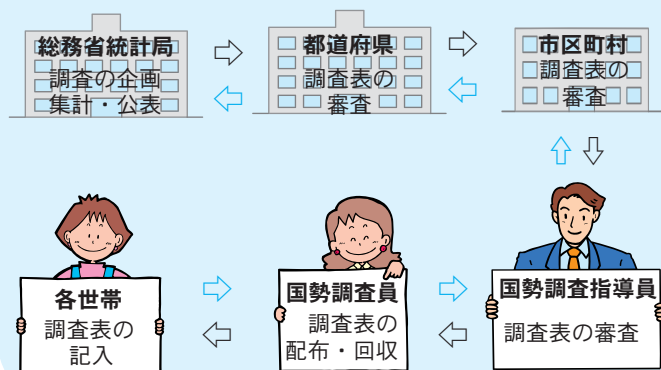
調査票は、国勢調査員が9月下旬から10月上旬にかけて、皆さんのお宅へ配布し、受け取りに伺います。

記入項目は、性別、生年月日、住居の種類など17項目あります。

問合せ 総務課総務係 ( ☎23 - 2330 )

### 〔調査のしくみ〕

調査は、都道府県・市区町村を通じて、次の流れで行われます。



【国勢調査は、法律に基づく回答義務があります】